

## 介護事業所の指定申請等に係る「電子申請届出システム」による受付について

### 「電子申請届出システム」による受付を開始します

介護サービスに係る指定及び報酬請求(加算届出を含む)に関連する申請・届出について、介護サービス事業者の文書負担軽減の観点から、令和8年4月1日以降、全ての地方公共団体で電子申請届出システムを通じた申請届出の受付が原則となります。

栃木市につきましては、令和8年4月1日から電子申請届出システムによる受付を開始いたします。本システムを利用するためには、GビズIDの取得が必要です。取得されていない場合は、下記をお読みのうえ手続きをお願いいたします。

### 電子申請届出システム

[電子申請・届出システム | ログイン](#)

システムの操作方法については、システム内のヘルプに掲載されている操作マニュアル等をご確認ください。

### 電子申請届出システムより受付可能な電子申請・届出の種類等

- 新規指定申請
- 変更届出書
- 更新申請
- その他申請届出(廃止・休止届出、再開届出)
- 加算に関する届出

※居宅介護支援、介護予防支援事業は、「サービス分類選択」で「地域密着型」を選択してください。

※「加算に関する届出」については、本システム上に届出様式の入力項目はありません。作成済みの各申請書ファイル(PDF、xlsx等)を事前にご用意いただき、添付書類アップロード画面から選択してアップロードしてください。各申請書等様式は市ホームページにあります。

- [地域密着型サービス事業所](#)
- [居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所](#)

「電子申請届出システム」を利用するための準備(1)

「電子申請届出システム」のご利用のためには、デジタル庁 G ビズ ID の取得が必要です(※必須)

電子申請届出システムは、G ビズ ID(プライム・メンバーのいずれか)よりログインします

G ビズ ID は、法人・個人事業主向け共通認証システムです。  
G ビズ ID を取得すると、一つの ID・パスワードで複数の行政サービスにログインできます。  
本システムでご利用できる G ビズ ID のアカウント種類は、「G ビズ ID プライム(法人代表者のアカウント)」と「G ビズ ID メンバー(従業者向けのアカウント)」のみになります。  
法人として G ビズ ID プライムを取得後、必要に応じて従業者の方向けのアカウントとして G ビズ ID メンバーを作成してください。

G ビズ ID は、電子申請届出システム以外の省庁・自治体サービスでもご利用いただけます

- 日本年金機構「社会保険手続きの電子申請」
- 厚生労働省「雇用関係助成金ポータル」
- 厚生労働省「食品衛生申請等システム」 など

## G ビズ ID プライムの申請の流れ

本システムを利用するためには、まず G ビズ ID プライムの申請が必要です。  
(G ビズ ID メンバーのアカウントは、G ビズ ID プライムが作成します。)  
G ビズ ID プライムの申請の流れは以下のとおりです。  
G ビズ ID プライムは書類審査が必要であり、審査期間は原則、2週間以内です。

※ ID 取得の届出を法人本社の統括部門で実施されている場合もありますので、ID の取得に当たっては、必要に応じて法人内部でのご相談をお願いします。

1. アカウント申請に必要なものを準備する
2. パソコンにて G ビズ ID プライム申請書を作成する
3. 申請書を印刷し・押印する
4. 申請書と印鑑（登録）証明書を郵送する
5. 審査完了、メール受取り
6. パスワード登録完了

## 「電子申請届出システム」を利用するための準備(2)

登記事項証明書提出の際の「登記情報提供サービス」の利用についてご検討ください(※登記事項証明書の提出が必要な場合)

新規指定申請や法人情報に変更があった場合の変更届には、申請者の登記事項証明書(原本)の提出が必要です。

本システムでは登記事項証明書の提出ができないため、登記事項証明書を郵送または窓口にて提出するか、登記情報提供サービス(法務省)をご利用ください。

登記情報提供サービスとは、法務局が保有する登記情報をインターネット使用によりオンラインで確認できる有料サービスです。登記情報提供サービスで発行される照会番号・発行年月日付の PDF ファイルを本システムに添付することで、登記事項証明書の提出にかえることができます。利用するためには事前に利用登録が必要です。

法務省「登記情報提供サービス」 <https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

## 「電子申請届出システム」の参考資料等

### 電子申請届出システムに関する参考資料

- 電子申請届出システム介護事業所向けリーフレット【資料3-1】  
[電子申請届出システム介護事業所向けリーフレット \[PDF ファイル / 1.61MB\]](#)

- 電子申請・届出システム利用準備の手引き Ver.3 ～事業所向け～【資料3-2】  
[02\\_1 事業所向け手引き Ver.3 \[PDF ファイル／9.69MB\]](#)
- 厚生労働省のホームページ  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

## 電子申請届出システムをデモ環境で試すことができます

### 電子申請届出システム(デモ環境)

URL <https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

ログイン ID (下記のいずれか)

demo1@kaigokensaku.mhlw.go.jp

demo2@kaigokensaku.mhlw.go.jp

demo3@kaigokensaku.mhlw.go.jp

パスワード password(パスワードは全てのデモ ID 共通です)

### ※注意点

- ・同一のログインアカウントで入力された情報は、相互に閲覧・利用可能ですので **個人情報や機密情報は絶対に入力しないでください。**
- ・操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアル・操作ガイドをご参照ください。

### 《お問合せ先》

内容	お問合せ先
居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス等に関する事	高齢介護課 介護保険係 電話 0282-21-2252
介護予防・日常生活支援総合事業に関する事	地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係 電話 0282-21-2244

※市ホームページに上記内容が掲載されています。リンク等はそちらをご活用ください。